

配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第7回） 議事要旨

1 開催日時：令和6年10月2日（水）10：00～12：00

2 場所：農林水産省畜産局第1会議室

3 出席者：（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、（協同）日本飼料工業会、（公社）配合飼料供給安定機構、農林水産省畜産局（事務局）（順不同）

4 議事及びその要旨

（1）制度の運用改善について

（事務局）資料1は、今般の運用改善の方向性について、要点をまとめたもの。制度の課題として、民間財源が不足した場合、補填金を交付するためには借入れが不可欠となっていることから、運用改善の方向としては、各基金が足並みを揃えて補填を行うことを基本とし、基金の財源を枯渇しづらくした上で、それでもなお財源が不足する場合などに、借入れをせずとも補填金を交付できるようにすることを記載している。

現状の問題点として、通常補填は、補填財源の保有目安は積立金1年分となっているが、令和3年以降の補填額を踏まえると不十分な水準となっている。このことを踏まえ、運用改善の方向性としては、令和3年時点の保有水準及びそれ以降の補填額も踏まえて保有水準を引き上げることにより、財源が枯渇しづらい運用とすることで借入れを行わない、または借入れを行う場合にも借入額を抑制するとしている。また、最小補填単価の引上げは、生産者に悪影響を及ぼさない範囲で引上げを行うものとして記載している。

異常補填については、現状の問題点として、国が措置した額と同額を民間が積み立てないと補填金を交付できない、各基金が状況に応じて個別に補填単価や借入れの是非を決定できないことがあり、国費に対して民間負担分の財源が不足する場合、補填金を払うためには借入れが必須となっている。運用改善の方向性としては、国と民間の負担割合1対1を維持した上で、基本的には各基金が足並みを揃えて同一単価で補填することとするが、財源が不足する場合などには、各基金が補填単価や借入れ等の是非を個別に判断することを可能にすることにより、借入れをせずとも補填金の交付を可能とすると記載している。本資料は、前回の検討会における、3基金が異なる補填単価とすることが前提ではないという意向を踏まえ、運用改善の方向性を生産者の方々にもご覧いただくことを想定して作成している。

（日本飼料工業会）異常補填基金の財源を枯渇しづらくする手立てはあるのか。

（事務局）過去の検討会における、通常補填の財源を異常補填の財源に活用することへの要望も受け止めながら検討する。

（日本飼料工業会）通常補填の財源を異常補填の財源に活用することを、資料2の中間的総括に記載していいのではないのか。また、中間的総括の名義人は誰か。

（事務局）御意見があったことは議事要旨に記録するが、財源の措置については関係各所との調整を要するものであり、そうした事情を踏まえた上で、中間的総括に記載するかどうかは事務局で検討させていただく。中間的総括は農林水産省畜産局のクレジットとして記載しており、当局の責任において作成する。

（日本飼料工業会）農林水産省の資料として公表するという事は、検討会の総意ではないということか。検討会のクレジットで出されるものではないのか。

(事務局) 中間的総括を検討会の総意としてまとめることについて、構成員の意見に隔たりがある中では難しいと考えている。一方で、これまでに色々な議論があったことは承知しており、いただいた御意見は記載したつもり。来年度から新しい業務計画期間が始まることを踏まえれば、運用改善に向けて関係各所と協議していかないといけない。現場を混乱させないために一定のステップを踏んで次に進む必要があり、制度を所管している農林水産省畜産局の責任で中間的に総括する形で、まとめさせていただきたい。また、最小補填単価の引上げなど、民間基金でやっていただく部分はまさに自治の世界であるが、各基金で議論して所要の見直しを行う期間が必要。できることから手を付けるため、この中間的総括をやっていきたいということ。

(日本飼料工業会) 農林水産省畜産局のクレジットで出すなら、ミスリードにならないよう、検討会のコンセンサスを得て出しているものでないことを明確に分かるようにしてもらいたい。また、国の見解とバランスを取る形で反対意見も記載してもらわないと、半年議論した結果としてフェアではない。

(事務局) 繰り返しになるが、いただいた御意見はできるだけ記載したつもり。我々は外向けに説明・周知していく立場でもあるため、御指摘を踏まえて丁寧に進めていく。

(全国配合飼料供給安定基金【全農基金】) 異常補填の財源を枯渇しづらくする手法について、積み増しに積んでおくことが手法の1つだと考えている。以前からお願いしているとおおり、早く財源を積み増したいので検討をお願いしたい。

(事務局) 中間的総括後、運用を詰めるステップに移るので、どういう方法があるのかは財政当局と調整する段階で、皆様の御意見も踏まえながら検討していきたい。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金【全日基】) 資料1について、農林水産省のクレジットであることを書いてほしい。役所のペーパーであることと検討会の総意としてのペーパーであることは違う。この対応案はあくまでも役所の考え方であり、我々の考えとは一線を画していることを現場に説明する必要があるため、クレジットは明確にさせていただきたい。中間的総括は農林水産省畜産局のクレジットで書いているが、行政として指示できる部分と民間でやっていく部分は違う。異常基金については、国が財源を出しているのだから論点でないと言うが、通常基金の部分については、国はとやかく指示できないという理解でよいか。

(事務局) 資料1のクレジットは明確にする。通常基金はそれぞれの御判断であり、その認識で中間的総括に記載している。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 資料1の改善案は内容がなく、検討会メンバーとして承服しかねる。基金団体が再三反対しているにも関わらず、補填について個別対応になることが役所の考えの基軸になっている。個別対応については、ぼやかしているが見え見えである。また、異常補填の方では、足並みを揃えて同一単価での補填が基本と書いているが、通常補填に同じ記載ができないのはなぜか。国は民間に関与できないから書けないということか。それであれば、なぜ事務局案を示して火をつけて、迷走させるようなことをしたのか。そのことを通常補填についても明確に書くべきではないか。

(事務局) 最終的に個別判断を可能にするというのは、これまでの議論において、各基金共通して借入を避けたいという意向は示しつつも、最終的な対応をどうするかという点で三者三様の意見があり、それを踏まえて記載している。今の足枷になっている国が措置した額と同額を民間が積み立てる異常補填の仕組みを打破するためには、民間負担分と同額を国が補助する方式しか無いと思っており、ご理解いただきたい。通常補填について同一単価と記

載していないのは、民間の判断だからである。基本的に3基金同一であることが望ましいと思っているが、農林水産省クレジットの文書で記載すべきことではないと思っている。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 個別対応は、「金がなければ補填を減らせ、あるいは借金して自分で始末しろ」というもの。また、「それに伴って現場で起きる混乱は自分で解決しろ」、さらに、「国の制度は補助金であり、お金のある民間基金を軸に考えるから」、というような受け止めをしろとしか聞かえない。透明性・客観性・公正さという観点から誤解を招きかねないので事務局はよく考えていただきたい。

(事務局) これまでの議論における皆様の思いとしては、ベクトルの向きは一緒で長さが違うだけであると思う。国としては、個別対応を促すことはしないが、最終的な基金個別の判断に対し、「借入れしてまで補填を出すべきではない」とも、「借入れをして補填を出すべき」とも言えない。だからこそ、できるだけ個別対応にならないように、保有水準を高めて、財源が枯渇しづらいようにし、3基金とも算定どおりに払えるように、運用改善を進めていきたい。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 資料1は中身が薄く、措置としての確実性・実効性を期待できる内容になっていない。通常補填については最小補填単価の引上げが小さく書いてあるだけ。検討会の所期の目的である制度の継続性を高め、借金しない制度にするための方法は、積み立てることだけではないと思っている。役所は時間をかけて後で検証するとしているが、それも無理だと思っている。これまで計数的な議論を一切しておらず、エビデンスを示さずにこういう判断になるのはおかしい。我々の試算によると、最小補填単価を引き上げて250円/tから500円/tにした場合の財源節約効果は1%もない。その程度の節減で、借金問題に答えるというのは焼け石に水であり効果はない。最小補填単価の引上げは、事務効率や振込手数料が上がっていることを考慮してやるもの。借金をせずに補填を交付するための仕組みとして記載するのは全く理解できない。

異常補填について、相積み方式を補助金方式に変更するというのも、将来の財源負担が減るわけではなく、借入金の解消につながるというのは全くの詭弁。今後しばらくの間は、異常補填が発動すればするほど民間の負担・債務が増える。検討会では令和3、4年度の異常な価格高騰の経験を踏まえ、今後の制度の継続性の議論をしているが、我々の試算によると、仮に同様の事態が令和7、8年度に発生した場合、異常補填に係る民間の負担は、全日基分で総額667億円。一部は返済しているが、商系メーカーは今も449億円の借金をしており、今後異常補填発動の機会があれば、メーカーの借金は更に600億円以上上乗せされることになる。事務局は「補填をしなくてもいい」と爽やかにおっしゃるが、メーカーの新たな借金になることに変わりはなく、我々はこの点を問題視している。

事務局が示す運用改善は、今述べた課題に対する処方箋は全くなく、薄氷を踏むような綱渡りをしている心境である。少しでも異常補填が発動すればたちまち債務問題が現実化する切実な状況。異常補填の財源がなければ補填を止めたり、勝手に借金したりすればいい、生産者の不満は基金が解決せよということだが、生産者・関係者の反発は必至。日本飼料工業会も同様の要望をしており、全額国費による特例対策以外に解決の糸口は見えてこない。役所のペーパーではどれだけの財源をどのように積むという計数的な記載がなく、令和3、4年度の様な事態が再来した場合の対策を検証していない。補填が青天井でも積立金の損金算入ができるかどうかについても、今の状況では国税庁にきっちり説明できないだろう。事務局からはこれまでも「国税庁次第である」という答えしか返ってこないが、そんな有様では要求が通らないのではないのか。さらに、令和3、4年度のような事態が再来した場合に備えて、借金をしない前提で積立金をどれだけ増やさないといけないのか試算していない。全農は「とにかく積み立てれば良い」と言うが、我々の試算では現状の2,400円/tから2,000円上げて、4,400円/t程度にして2か年積み立てないと今回のような高騰は乗り切れない。メーカーもさることながら、現状の8割増しの積立金になることに対して、生産者に理解してもらえるのか。また、これだけの積立てを行い、補填が青天井でも、損金算入について国税

庁はすんなり理解してくれるのか。とにかく積立てをすればいいというお考えは改めた方が
良い。

(事務局) 通常補填の最小補填単価の引上げについては、おっしゃるとおり効果は大きくない
かもしれないが、できる努力として基金団体の皆様が検討し、方向性が一致したもの。効果
の多寡はともかく、まさに3基金の足並みが揃っている部分であり、意味がないとは考えて
いない。中間的総括は国として、検討会をはじめ、関係各所との調整状況を踏まえて作成
したものであり、決して畜産局だけで独善的にやっているものではない。

民間の基金が自主的に積み立てて、必要なときに生産者に補填される仕組みは、メーカー
も価格転嫁できて高騰する環境下でも製品を売れる、すなわち生産者とメーカーとの共助の
仕組みでもある。こうした仕組みに国は基本的には介入すべきものでないと考えている。昭和
50年に、オイルショック等の民間だけでは対応できない社会的情勢を踏まえ、国も補助す
る異常補填が始まった。その際に生産者にとっては負担が大きいということで、異常補填の
生産者積立が免除され、国とメーカーで積み立てて、国がメーカーを含めて支援するという
今の形が作られてきた。現在の異常補填は、メーカーが国と同額を積まないと発動できなく
なっており、要件が厳しいことは認識している。このため、資金力・財源に応じて補填する
という仕組みにし、補填の選択肢を提供したい。多額の借入れが発生しているのは事実であ
り、メーカーの販管費を圧迫しているであろうことと思うが、その上で、異常補填について、
特例を設けて全額国費で負担する意味を考えていただきたい。生産者の離農が相次ぐ中で、
同じように飼料メーカーも倒産やリストラが相次いでいる様な状況であれば、国が国費を投
じて経営を支援することもあるかもしれないが、生産者は戸数も減っており非常に苦しんで
いる一方で、飼料メーカーの財務基盤としては令和4年度の前後も一定の利益を上げており、
決して悪い経営状態ではないと認識している。特に昨年度は好成績を上げ、株主配当を増や
している企業もある。そのような状況で補填を全額国費で賄って欲しいと言うことについて、
企業の社会的責任として筋が通るのかよく考えて欲しい。そうした背景の元で慎重な議論を
お願いしている。

他方、これまでの議論の中で、借入れをしてまでの満額補填については、生産者団体から
も「後継者の負担になるから止めてほしい」という声がある。制度は、激変緩和対策として
始まったが、その後、マルキン等の経営安定対策が充実してきており、飼料価格の高止まり
等は他の対策で支えていくステージにある。また、財政措置はその時の状況や影響の度合い
を踏まえ、その都度議論していく必要があり、今の状況で全額国費で負担するような予算を
措置することは難しい。まずできることとして、制度の運用改善を進めつつ、現場にも丁寧
に説明していく。また、補填に上限を設定しないのかという御意見もあったが、全てを本制
度で賄うのではなく、他の経営安定対策とのトータルで見てもらう必要。税制当局との折衝
を心配してもらったが、行政機関同士の協議なので我々に託していただきたい。必要など
ころは皆様とも御相談しながら進めていく。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 生産者が苦しんでいる一方、メーカー・系統・全国連
はどれだけ努力しているのかと訓示を垂れるなら、なぜ生産者は苦しんでいるのにメーカー
はそうでないのか、エビデンスを示してもらいたい。また、本制度は入口であり、マルキン
等の経営安定対策が出口にあたる。本制度の位置付けをきちんと整理して議論することが大
事。時間軸でどう考えるか、現状で政策全体を俯瞰してみて、どうかといったことも含めて
議論することが重要。論点①～③はこれからしっかり議論いただけるものと思っている。

(事務局) エビデンスの指摘について、公表資料を元に御説明するが、生産者からは、「価格
転嫁できない部分を配合飼料価格安定制度等で吸収しているのが現状であり、今後も制度を
継続していただきたい」という声がある。すなわち、メーカーは制度により飼料原料価格の
高騰分を価格転嫁できているということ。また、昨年度の決算短信を拝見するに、価格転嫁
して営業利益を確保できたと発信されている企業もある。こういったことからこの仕組み
は共助と言えると考えている。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 私どもにもわかるように話していただきたい。

(事務局) 今述べたとおり。

論点①～③は制度の構造問題に係るので、今後慎重に議論していく必要。入口対策としての制度と経営安定対策との関係は、後者が充実する中で、生産者の意見も踏まえて総合的に考えていく必要。

(日本飼料工業会) 制度に加盟している立場として、全農や畜産基金は飼料製造業者でなく、生産者団体として加盟しているが、我々はメーカーとして加盟している。積立金の集め方も違うし、業務方法書上も協同組合と配合飼料製造業者と分けて書いている。本来、積み立てるのは生産者と国が積むのが当たり前。メーカーが補填財源を積むのは飼料だけ。過去の経緯があっただけで、配合飼料業界にメーカーが積まないといけないような、構造的な特殊性があるわけではない。経緯上、たまたまそうなっているだけであり、飼料メーカーにメリットがあるから負担して当たり前という、構造上の根拠はない。

(事務局) そうであればなぜ日本飼料工業会は昭和 48 年に通常補填を立ち上げたのか。

(日本飼料工業会) 全農や顧客とのビジネスの関係上、全農と同じ仕組みを設けざるを得なかったということ。

(事務局) ビジネス上そうなのであれば、まさに利益確保のために行っており、業界構造として、それを前提とした競争環境になっているのではないか。

(日本飼料工業会) 経緯としてたまたまそうなっているだけで、制度にメーカーが必ず参加しなければならない理由にはならない。メーカーも積むのが当たり前というなら、他の業界がそうっていないことの説明がつかない。全農と商系が競合している業界は他にもある。

(事務局) 顧客との関係上、制度に加入して、50 年間変わらず参加してきたのはまさに売上げを確保するというビジネス上の判断ではないか。通常補填はまさに民間の自治の部分。他の業界もその業界のビジネス上の判断でそうなっているに過ぎない。本制度は国主導で始まった仕組みではなく、制度に加入することを国から強制したことはない。民間の御努力で始まった貴重な激変緩和対策の仕組みであり、それに公費も後追いで協力している。単に経緯と言うが、他の業界はそうになっていないから、というのは違うのではないか。いずれにせよ、今回はとにかく問題点を解決するために運用改善を行いたい。今まさに現場が混乱しないよう、できる部分に手を付けていくことが最優先と考えている。

(日本飼料工業会) メーカーは好きで制度に参加しているから財源を負担せよと聞こえるが、かつての経緯上そうだったというだけで、飼料メーカーは好きでこの基金に財源を積んでいる訳ではない。今は生産者だけに財源を積んでもらいたいと思っており、他の基金も合意してくれないとできないと思うが、手続き論として、生産者だけが積むという制度にすることはできるはず。

(事務局) 全額国費での支援を求め、民間負担をなくすというのであれば、それでは経営が回らないということを実証しないとイケない。

(日本飼料工業会) 借金の問題についてメーカーの経営状況に触れられたが、そんな浅はかな話ではない。メーカーは積立金を餌代に載せて転嫁しているということを国が公式に認められているが、メーカーが間に入って借金することで、返済までの間に廃業する者がいた場合は積み立てた人と補填金を受け取る人がずれる。これは不公平な仕組み。もう一つ、借金

の構造だが、異常補填の借入れについて、市中金融機関と債務関係にあるのは安定機構であり、担保はなく、紳士協定のようなものでメーカーが財源を拠出している。これを隠れ借金と言っている。こんな不安定な借金を行政として重ねて良い訳がない。こんな状況では、財源を持たず、回収できる法的な根拠がない安定機構は不安で仕方がないはず。また、配合飼料の製造量が減ったら返済の単価が変わってしまう。生産者もその部分を言っている。こんな借金はやめないといけない。

(事務局) 積立者と補填を受け取る者が異なるのは、保険のようなこの補填方式だと当然あり得る話。途中で解約する者に対しては違約金等で調整することも民法上は可能。プール方式であればそういう制度設計なのだから受け入れるべき。

(日本飼料工業会) 現実問題として、生産者が減って配合飼料の数量が減っていった時にどうやって借金を返すかといったら、積立金単価を上げるしかない。そうしないと安定機構は借金が返せない。廃業して契約を辞める人が増えて契約数量が減れば、試算するまでもなく返済の単価が上がる。令和13年度までに契約数量が減る可能性の方がはるかに高い。残った者が返済しないといけないのは不公平である。制度における借金は根の深い問題であり、思想的なものではなく構造的な問題なのだから、それを認識してもらいたい。生産者団体もそれを気にしている。

(事務局) 中間的総括に記載のとおり、生産者にも理解していただく必要があるのは、本制度については出口対策である経営安定対策とトータルで検討した上で、いかにして再生産を確保するかということ。だからこそ、借金しなくてもやれる仕組みにする必要。究極的には基金によって対応がずれる可能性があるが、まずは借入れを回避する制度にしたい。差し迫った時勢なので、走りながら直せる所を直すことが先決。生産者からも、「借金してまでの補填は要らない」と言われているので、まずはそれができる道を作ることが最低限必要。

(配合飼料供給安定機構【安定機構】) 債務関係について、確かに異常補填の借金の法律上の債権・債務関係は銀行と安定機構の間にある。安定機構自身に現在財源がないのはそのとおりだが、銀行と契約をする段階で各基金とも協議の上、令和13年度までの積立計画を立てている。銀行も機構と各基金のそうした状況を信用して融資してくれていると理解している。

各基金の積立ては、農林水産省から出された積立年度の通知を基に、毎年度の契約数量に応じて各基金に割り振っている。契約数量が各年度変われば、単価は変わり得るが、そこは制度としての信用の中でやっていると認識している。

(日本飼料工業会) 当会の理事会で根拠として出したのは単価だけ。借金の総額は単価×数量であり、数量が減れば将来的に単価がずれることはあり得る。銀行はその部分をわかってない。法的な根拠などない。数量が減っていくと借金返済がどうしようもなくなることがあり得るといふこと。裁判になった場合に信用といった話が通用するのか。そうした認識をもって行政は借金の是非を考えるべき。

(事務局) 我々も借金を奨励しているわけではない。できるだけ借入れをせずに安定的に制度を運用するために、どのように運用改善するかを資料で示している。

(全国農業協同組合連合会【全農】) 組織としての姿勢の話が出ているので改めて認識を述べる。自助・共助・公助の考え方があると思う。生産者の努力が自助であり、我々は農場での生産指導等でそこを支援している。共助にあたるのが、皆でお金を出し合う通常基金だと認識している。そして最後に、異常補填が公助に当たると認識している。異常補填は発動条件がありいつでも好きなように出せるものではないが、異常補填は民間で準備した財源と同等の国費財源を使える、すなわち2馬力の財源で生産者支援を行うことができる仕組みと受け止めている。民間の値引きは1馬力にしかならない。これらを使い分けていくことは、令和7

年度以降も変わらない。今回の中間的総括を基に進めていく。

(2) 中間的総括について

(事務局) 中間的総括案(資料2)について、作成責任者は、農林水産省畜産局とした。本検討会の構成員の皆様すべてが御納得いただいた上でとりまとめを行うことは、現実的に困難である一方で、令和7年度からの新たな業務計画期間の開始が差し迫っており、生産者に対して十分な周知期間を設けた上で、新たな契約に臨んでいただくためには、早急に当面の対応を定め、関係各所との調整を始めなければならないという切迫した事態に置かれていることを踏まえての判断。この中間的総括は、制度について、令和7年度から新たな業務計画期間の開始が迫る中、喫緊の課題を解決しなければ、制度の持続性に支障を来し、生産者が新たな契約に臨めなくなる状況を踏まえ、当面の対応を定めるもの。また、この中間的総括は、各基金で「借入れの是非」及び「上限補填単価の設定」についての考えが必ずしも一致しておらず、現状ではこの中間的総括に定める当面の対応以外の対応をとることは困難であること、また、生産者が新たな契約に臨むに当たり十分な周知期間を設けるためには、早急に対応方向を確定させ、所要の調整に着手する必要があることを踏まえ、農林水産省畜産局が、国費を所管する立場から、その責任において定めることを明記している。そして、当面の間はこの対応を行って実効性を検証していくこと、また、この中間的総括は検討会の最終的な結論ではなく、必要があれば、更なる検討を行うことを妨げるものではない。

中間的総括は、当面の制度のあり方について、生産者の方々にも御理解いただけるようにできるだけ客観的に整理しているもの。御意見等あればいただきたい。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 中間的総括は当面の対応を定めるものがあるが、中身がなく、借入れを回避する方法として実効性、確実性が期待できない。関係者間で十分な議論がなされたとは思えず、早々と店仕舞いをしたい農林水産省の意図が見え隠れしていると言わざるを得ない。「継続検討」と言っておきながら事実上の検討終了に近いと感じており、農林水産省が一方的に継続検討を遮断しているようにしか見えない。中間的総括の冒頭、「はじめに」に「更なる検討を行うことを妨げるものではない」とあるが、妨げているのは農林水産省だと感じている。農林水産省が出すペーパーなので修正は求めないが、意見は言わせてもらう。

次に、II 4の事務局案に関する各基金の考えに関して、畜産基金だけ賛成・反対の記載がないのはなぜか。事情があって書いていないものと推測するが、各基金の記載のままということならば、少なくとも3基金間で聞いていた情報とは異なっている。そもそも、多岐にわたる検討をしながら、賛成・反対の一言で書かせること自体理解できない。

(事務局) 第6回検討会の議事要旨のとおり、全農基金は明確に賛成と言っており、畜産基金は明示的に賛成や反対とは発言しておらず、全日基は明確に反対の姿勢を出している。中間的総括は議事要旨に沿って書いているものであり、各基金に了承いただいた文章をそのまま記載している。今の御指摘にも事実誤認がある。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 基金間で文書を共有しているが、中間的総括に書かれている文書は共有していたものと異なると認識している。そのため、「各民間基金による記載のまま。」の記載は消してはどうか。

(事務局) 文言は各基金に確認してもらったものを記載している。全日基については、そのまま記載してほしいというご要望があり対応したもの。

店仕舞いの意図が見えるとの発言があったが、そのような意図はなく、中間的総括にも明記している。農林水産省としては要所との協議を進める必要がある、基金も最小補填単価の具体的な見直し等を進める必要がある。まずは中間的総括を以って次のステップに進めたい。

(全国畜産配合飼料価格安定基金【畜産基金】) 手元に当時のやりとりがないが、最終的に事

務局に提出したものは今記載されている文章で間違いない。

(全国農業協同組合連合会) 賛成と記載したことに異存はないが、保有水準の引上げや異常補填の積立てのタイミング等の要請は出させていただいております、条件付き賛成のようなものである。賛成・反対と明示的に記載することが大きな影響を及ぼすのであれば、取ってもらっても構わないので事務局で調整いただきたい。

(日本飼料工業会) Ⅲ 1 に記載されている検討会の目的は、設置要領にある、「令和 3 年からの配合飼料価格の急激な上昇に際して講じた措置を検証するとともに、制度が本来の機能を果たしつつ、より持続可能性が高いものとなり、もって我が国畜産経営の安定が図られるよう、そのあり方について検討する」と書くべきであり、今の記載のままなら農林水産省の見解として書くべきではないか。Ⅲ 3 (1) に「安定機構の規定等を改定」との記載があるが、具体的な改定内容を教えてほしい。

(事務局) 安定機構の業務方法書の改正については、運用改善の内容を具体的に詰める過程で調整するものと考えている。

(日本飼料工業会) 安定機構において、現行の財産経理上では補助金勘定を 3 基金共通としているが、今後、補助金勘定を基金ごとに区分経理する考えはないと思っております。

(配合飼料供給安定機構) 今後の制度についてまだ具体的な議論をしておらず、現時点ではお答えできない。

(日本飼料工業会) 異常補填の補填単価を 3 基金共通にするという前提で今の仕組みがあるが、補助金勘定を基金ごとに区分経理することになれば、ある基金はどんどん積み立てて、積み立てた基金にだけ補填が出ることになり大問題である。各基金の足並みを揃える対応が体现されずに、各基金それぞれが補填単価を決めるというルールが体现されてしまう。区分経理はしない前提で進めるので、やらないでいただきたい。

(配合飼料供給安定機構) 今後の異常補填制度がどうなるかということ自体これから議論することであり、御意見として受け止める。現時点でわかっているのは資料 1 に記載されたとおりであり、ここの異常補填の仕組みの範囲内で今後の制度の姿を考えるということになる。

(事務局) 運用は今後協議していくことなので、勘定の区分経理は選択肢として排除しない。

(日本飼料工業会) 選択肢として排除されないのであれば、重要な話なので中間的総括より優先して議論すべき。ルールである業務方法書の内容が宙ぶらりんのまま中間的総括が出てくるのはおかしい。業務方法書は民間基金が決めることであり、そこを目隠しされては理事会で混乱が生じる。中間的総括は農林水産省のクレジットで一方的に出されるので我々は止めようがないが、業務方法書は実質的なルールとして更に重要なので、中間的総括を出されるより前に業務方法書の改正案を出していただきたい。中間的総括で決めた方向性で業務方法書の改正案を安定機構の理事会に出した場合、民間基金の賛成を得られるかわからないのは農林水産省にとってもリスクではないか。詳細を先に固めた方がリスク軽減にもなる。

(事務局) まずは当面の方向性を決めないと細かいルールを決められない。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) Ⅲ 3 (2) に「継続的に検討を進める扱い」と記載されているが一般的に言えば「棚上げする」と言っているように見える。クレジットは農林水産省畜産局になっているが、表題は配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会と書いてある。検討会の柱は論点①～③だと思っているが、柱の議論を一度もしていないのに、Ⅲ 3 (2)

には2枚にわたって継続的検討について記載されており、我々の意見は全く記載されていない。農林水産省畜産局のクレジットであれば表題を変えるべきではないか。継続的に検討する論点のことを記載するなら、継続的に検討する内容、今後の検討スケジュール感、それに対する民間基金の意向等を記載すべき。論点⑨の3基金の統合はダメだという基金もあれば統合すべきという基金もある中で、相互調整する場を設定するくらいのことをどうして書けないのか。

(事務局) 継続的な検討について、論点①～③は構造の大きな変更に関わるため今回の議論には含めないとした。これから詰めていかなければならないことも多々ある中で、当面の対応の実施状況や情勢を踏まえながら検討すると記載している。論点⑨については、機運が高まれば調整はあり得るが、通常基金は民間の自治にあたる部分であるため、現時点では我々が踏み込んだ形で記載する状況にはないと考えている。繰り返しになるが、借入れしなければならぬ現状の仕組みを改善することが必要であり、生産者にもしっかりと説明しながら具体的な運用改善を進めていきたい。

なお、論点①～③を含む各論点については、参考1に各基金から提出されたままの意見も掲載しており、この部分は公表する。

(全国農業協同組合連合会) 最小補填単価の引上げについて、これまでの議論では500円/tへ引き上げるとの意見は出たが、中間的総括に具体的な金額は記載せず、最終的には各基金で検討することでいいか。また、保有水準は引上げに取り組む方向性は明言されたところ、具体的な水準は令和7年度以降の財源状況を見ながら検討するというでいいか。

(事務局) 御認識のとおり、最小補填単価の具体的な金額については最終的に基金で決めること。保有水準については積立金の状況を踏まえて関係各所と調整する。この中間的総括は本検討会のとりまとめという位置付けではなく、令和7年度からの業務計画期間が差し迫る中、対応の方向性を早期に確定させ、運用の詳細を詰めた上で、生産者に対する十分な周知期間を設けるために、国費を所管する立場として、事務局の責任において作成するものとなるので、いただいた御意見の取扱いについては、事務局で判断する。

今後は令和7年度からの新たな基本契約の締結を見据え、具体的な運用改善について担当者レベルの会合において調整していくことになる。なお、当面の間は、運用改善の実効性を検証していくこととし、次回の検討会の開催は事務局にて適切な時期を見極めることとする。

(事務局) 検討会については運用改善案や中間的総括をまとめ、令和7年度から始まる業務計画期間の前に課題を解決しないといけない。畜産局としての大きな課題の1つがこの配合飼料関係であり、一步一步進めていきたい。令和7年度からの運用については、関係各所と調整しながら進めていく必要がある。全体を一気に進められるものではないので、基金関係者との意見交換もしながら調整を進め、一つ一つの課題を解決していきたい。本制度は生産者を畜種横断的に支える大前提の仕組みであり、飼料メーカーのお立場としても運用改善を図っていく必要があると思っている。引き続き検討課題はあるが、本制度をしっかりと運用いただけるよう、事務局に引き取らせていただきたい。

以上